

---

**プロジェクト IFRS のエンドースメント手続****項目 本日の検討の概要**

---

**本日の検討の概要****(議論の経緯)**

1. 第 23 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会 (10 月 27 日開催) より、2013 年中に IASB により公表された会計基準及び解釈指針 (以下「会計基準等」という。) のエンドースメント手続を開始している。
2. 対象となる会計基準等のうち、IFRS 第 9 号「金融商品」(ヘッジ会計並びに IFRS 第 9 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 39 号の修正) (以下「IFRS 第 9 号 (2013 年)」という。) については、金融商品専門委員会において検討を行ったうえで作業部会にて検討を行うこととされた。この点、第 117 回金融商品専門委員会 (10 月 28 日開催) にて検討が実施され、その検討結果を踏まえて、第 24 回作業部会 (11 月 19 日開催) において検討を行っている。
3. 前項の IFRS 第 9 号 (2013 年) 以外の会計基準等については、前回第 23 回作業部会と第 323 回企業会計基準委員会 (11 月 6 日開催) にて検討が行われ、IFRIC 第 21 号「賦課金」(以下「IFRIC 第 21 号」という。) が「削除又は修正」を検討すべき項目として抽出された。
4. 第 23 回作業部会において、IFRIC 第 21 号については、「削除又は修正」を行わず採択することが可能か、詳細な分析について審議を行った。事務局が提示した「削除又は修正」を行わないとする方向性に対しては、強い意見は聞かれなかったものの、論理構成について懸念を示す意見が聞かれた。
5. 前項の作業部会における懸念について、文案を修正し、第 323 回親委員会において、当該作業部会の検討状況に関する審議を行ったところ、企業によっては重要性があるため、さらに検討を行うべきとの意見が聞かれた<sup>1</sup>。当該ご意見を踏まえて、第 24 回作業部会において追加の分析を示し検討を行った。

**(本日の検討事項)****IFRIC 第 21 号についての検討**

---

<sup>1</sup> 当該作業部会及び親委員会で聞かれた意見について、審議事項(2)-4 として添付している。

6. 前項に記載した第 24 回作業部会の検討状況についてご審議いただきたい（審議事項(2)-2）。

#### IFRS第9号（2013年）についての検討

7. 第2項のとおり、第117回金融商品専門委員会及び第24回作業部会において、IFRS第9号（2013年）の検討を行い、全体的に大きく問題となる点はないとの事務局の評価に概ね同意する方向であった。ただし、個別項目としては、以下の2点が「削除又は修正」を検討する項目として抽出され、「削除又は修正」の必要性について検討を行った。

- (1) 資本性金融商品に対する投資の公正価値ヘッジに関するノンリサイクリング処理

第117回金融商品専門委員会及び第24回作業部会において検討を行った。

- (2) キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベースス・アジャストメント

第117回金融商品専門委員会で審議後、事務局において識別し、第24回作業部会において検討を行った。

8. 本日は、これらの検討状況を踏まえ、前項の項目について「削除又は修正」を行うことが必要か、についてご審議いただきたい（審議事項(2)-3 及び審議事項(2)-4）。

以 上